

第5章 行動指針

本章では、第4章に掲げた施策・事業の推進にあたって、その活動の主体となる市、市民、事業者が取り組むべき行動指針を示します。あわせて、市域をその特性から大きく3つの地域に区分し、各地域の環境特性に応じた市の行動指針を示します。

5-1 主体別行動指針

(1) 市、市民及び事業者の責務

環境基本条例では、その基本理念において、『環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。』と定め、あわせて市、市民及び事業者の責務を次のように定めています。

浜松市環境基本条例（抜粋）

（平成10年9月30日浜松市条例第49号）

最終改正（平成17年6月1日浜松市条例第142号）

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条に定める基本理念にのっとり、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

市、市民、事業者は、この環境基本条例が示す責務にのっとり行動しなくてはなりません。

(2) 市、市民及び事業者の行動指針

1 環境方針における市の行動指針

環境基本条例において定められているように、市には、「総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務」があります。すなわち、環境の保全及び創造に関する様々な計画・施策を定め、これらに基づく事業を推進する役割を担っています。

環境に関わる問題は、非常に広範な分野にわたり、重層的な検討を要することも少なくありません。したがって、本計画に定める環境の保全及び創造に関する施策については、総合的かつ計画的に取り組めます。

また、計画の推進には、市民、事業者の協力が不可欠であり、計画策定及び事業推進の過程を通じて、市民、事業者の合意形成を図ることにも留意して取り組むこととします。

さらに市は、事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、環境への負荷を低減する活動についても率先して取り組めます。

2 市民の役割と行動指針

環境基本条例において、『市民は、～中略～、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。』と定めているように、市民は、環境負荷の少ない生活を実践する役割、行政の施策に協力する役割があります。

■市民の行動指針

- 市民は、浜松市全体の環境保全・創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのかについて、常に主体性を持って学習し、具体的な行動を実践します。
- 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加、協力します。

3 事業者の役割と行動指針

環境基本条例において、『事業者は、～中略～、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害(*)の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に請ずるよう努めなければならない。』、『事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。』と定めています。

このように、事業者には、自ら環境の保全及び創造のための取組を実践する役割、行政の施策に協力する役割があります。

■事業者の行動指針

- 事業者は、法規制を遵守し公害防止、廃棄物の適正処理などに取り組むとともに、日常の事業活動において、省資源・省エネルギー、自然環境の保全、地球温暖化防止対策などの環境負荷軽減のための取組を実践します。
- 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加、協力します。



（3）市、市民及び事業者が実践する主要な行動

ここでは、第3章、第4章で示した基本方針、施策の基本的方向に沿って、市、市民、事業者に期待される取組（行動）の代表例を示します。

《基本方針1》 循環型社会を創造する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（1）森林資源の利活用促進			
1. 林業の振興	○低コスト林業を推進するとともに、新しい人材の育成・確保への取組を支援します。		○低コスト林業を推進するとともに、新しい人材の育成・確保に取り組みます。
2. 木材の安定供給と需要拡大	○木材の安定供給、木材の需要拡大に向けた取組を支援します。	○地域材を使用した木造住宅の建築や、木製品の利用を図ります。	○木材の安定供給、木材の需要拡大に向けた取組を推進します。 ○地域材を使用した施設の建築や、木製品の利用を図ります。 ○小径木（間伐材）の利用を増やします。
3. 森林資源を活用した新産業の創出	○森林療法 ^(*) への活用、木質バイオマス ^(*) の利用促進、消費者ニーズにあった木製品の創出を進めます。	○森林や木質資源への理解を深め、健康回復機能やエネルギーとしての活用を図ります。	○木質資源の各種エネルギー活用に向けた調査研究を進めます。 ○木質資源をエネルギーとして活用します。
（2）健全な水循環の確保			
1. 森林が有する水源かん養 ^(*) 機能などの公益的機能の増進	○森林や森づくり活動の推進、各種基金の活用などによる計画的な土地利用、耕作放棄地の発生予防など、適正な森林、農地の整備・保全を行います。	○森林環境基金などの充実・運用に協力・参加します。 ○森林づくり活動に参加し、森林の維持・管理に協力します。	○森林環境基金などの充実・運用に協力・参加します。 ○森林づくり活動に、より主体的に参加する「企業の森」活動に取り組みます。
2. 地下水のかん養	○雨水の地下浸透を促進するとともに、水田の保全や、地下水利用の適正化を進めます。	○地下水の効率的な使用に努め揚水量の削減を図ります。 ○住宅敷地において、透水性舗装、雨水浸透ます ^(*) の設置や樹木の植栽などで、雨水の地下浸透を促します。 ○水田の適正な保全に努めます。	○地下水の効率的な使用に努め揚水量の削減を図ります。 ○事業所敷地において、透水性舗装、雨水浸透ますの設置や樹木の植栽などにより、雨水の地下浸透を促します。
3. 地下水汚染対策の充実	○地下水の水質調査を実施するほか、工場、事業所に対する指導を行います。		○有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底します。
4. 用水の安定供給	○水源を確保し安定供給を図ります。		
5. 水資源の有効活用	○節水意識の普及啓発に努めるほか、雨水・下水処理水などの活用を進めます。	○家庭での節水や水の再利用に努めます。 ○雨水貯水槽を設置し、散水などの雨水の利用を進めます。	○事業所での節水や水の再利用に努めます。 ○雨水再利用施設などの導入に努めます。

《基本方針1》 循環型社会を創造する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（3）一般廃棄物の減量とリサイクルの推進			
1. 発生抑制・再使用・再生利用・拒否・再生品購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動の推進、ごみの減量などに取り組む市民の活動促進、事業者への減量・資源化指導を行います。 ○民間事業者との協働を進めます。 ○ごみの削減に向けた経済的手法の検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動などに参加し、ごみの排出削減などに関する理解に努めます。 ○物を購入する際、ごみとなるものは買わないようにします。また、ごみとなるものを削減するよう生活様式を改善します。 ○買い物袋を持参します。 ○食材は、調理くずが出ないよう心がけます。 ○生ごみの堆肥化に取り組みます。 ○資源回収に積極的に取り組みます。 ○不要品の再使用、再生利用に取り組みます。 ○フリーマーケットに参加・協力します。 ○エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所における廃棄物の発生抑制、減量化のための環境管理を行い、従業員の行動を徹底します。 ○瓶、缶、トレイなどの容器・包装の回収を進めます。 ○社員食堂などから排出される生ごみの堆肥化に取り組みます。 ○物を製造又は販売する際には、廃棄・リサイクルを考慮して必要な対策を進めます。 ○資源回収に積極的に取り組みます。 ○不要品の再使用、再生利用に取り組みます。 ○エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。 ○レジ袋を有償で提供するなど排出抑制に取り組みます。
2. 適正な廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ○収集方法などの見直し、処理施設の整備・再編、処理方法の見直し、不法投棄対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別を徹底し、ごみ出しルールを遵守します。 ○資源物回収を目的としたリサイクルステーション^(*)の活用を図ります。 ○外出先ではごみ処理のルールに従い、ごみを持ち帰ります。 ○違法な野焼き^(*)によるごみの不適正処理をしません。 ○廃棄物の不法投棄をしません。 ○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。 ○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理が困難な材料の使用を自粛します。 ○ごみを分別し、適正に処理します。 ○違法な野焼きや廃棄物の不法投棄などをしません。 ○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。 ○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。

《基本方針1》 循環型社会を創造する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（4）産業廃棄物対策の推進			
1. 発生抑制・再利用・再生利用の推進	○廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用を推進します。		○事業所における廃棄物の発生抑制、減量化のための環境管理を行い、従業員の行動を徹底します。 ○ISO14001（*）などに関する講習会などに参加し、認証取得について検討します。 ○食品廃棄物などは、循環資源としての利用を促進します。 ○物を製造又は販売する際には、廃棄・リサイクルを考慮して必要な対策を進めます。 ○不要品の再使用、再生利用を行います。
2. 適正管理、適正処理の推進	○廃棄物の適正管理、処理が行われるよう、監視、指導、調査などを実施します。 ○適正処理施設の確保に努めます。	○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。 ○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。	○特定条件以上の事業所にあつては、産業廃棄物処理計画を策定し、計画に基づく処理を実践します。 ○廃棄物の処理完了までの処理状況を把握し管理します。 ○廃棄物処理状況についての情報を公開します。 ○廃棄物処理による環境影響の監視を行います。 ○産業廃棄物処理に関して行政が行う実態調査に協力します。 ○所有又は管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。 ○廃棄物の不法投棄を発見した時には、直ちに市へ通報します。
3. 資源循環システムの高度化	○産業廃棄物を利活用したエネルギー利用、産業創造などについて検討します。		○食品廃棄物などのエネルギー活用に向けた調査研究を進めます。
4. 包括的な対応に向けた連携の推進	○排出事業者、処理業者、自治体との連携を進めます。 ○産学官の連携による調査・研究を進めます。 ○市民への周知活動を推進します。	○啓発活動などに参加し、廃棄物に対する正しい理解に努めます。	○啓発活動などに参加し、廃棄物の適正処理などに関する理解に努めます。 ○排出事業者、処理業者との連携に努めます。

《基本方針1》 循環型社会を創造する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（5）省エネルギーの推進			
1. 市民・事業者への意識啓発	○各種啓発活動を推進します。 ○率先して省エネルギーに取り組みます。	○家庭での省資源・省エネルギーを進めます。 ○省エネルギー型の電化製品の購入・使用に努めます。	○事業所での省資源・省エネルギーを進めます。 ○省エネルギー型の電化製品の購入・使用に努めます。
2. 省エネルギーに配慮した都市整備	○エネルギー効率を高める都市整備の推進や建築物の省エネルギー化・緑化の促進に取り組みます。	○住宅の敷地内緑化や生け垣化、壁面緑化などに取り組みます。 ○住宅を対象とした省エネルギー診断 ^(*) を受けることで、住宅の省エネ化に努めます。	○コージェネレーション、排熱の利用促進を図ります。 ○省エネルギー型の施設・設備や生産工程の採用に努めます。 ○事業所敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を進めます。
3. 交通部門における省エネルギーの推進	○環境にやさしい運転マナーの普及、総合的な公共交通対策の推進、低公害車 ^(*) の普及を行います。	○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○パークアンドライド ^(*) などに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○低公害車の購入・使用に努めます。	○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○低公害車の購入・使用に努めます。
（6）新エネルギーの活用促進			
1. バイオマス ^(*) エネルギーの利活用	○すでに何らかのかたちで利活用が行われているバイオマスについては、既存の方法やシステムを利用し、その活用を推進します。 ○新規利活用に向けた調査・研究を実施します。 ○新規利活用推進体制の整備及び利活用モデルの確立に取り組みます。	○バイオマスに関する理解を図り、エネルギーとして活用します。 ○廃油の提供などを通して、バイオマスの利活用に向けた調査研究に協力します。	○家畜ふん尿、木くずなどのバイオマス利活用に向けた調査研究を進めます。 ○バイオマスをエネルギーとして活用します。
2. 新エネルギーの導入促進	○新エネルギーの導入促進や、その他の新エネルギー活用に向けた調査・研究を進めます。	○太陽光・風力発電、太陽熱利用のほか、燃料電池、コージェネレーションシステムなどの新エネルギーの理解を図り、利用に努めます。	○太陽光・風力発電、太陽熱利用のほか、燃料電池、コージェネレーションシステムなどの新エネルギーの理解を図り、利用に努めます。

《基本方針2》 健全で豊かな生活環境を保全する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（1）大気汚染対策の推進			
1. 固定発生源対策	○工場・事業所や家庭における排出削減対策を推進します。	○低 NOx 型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。	○工場・事業所のばい煙の適正処理を徹底します。 ○低 NOx 型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。 ○石油燃料から天然ガスへの転換を進めます。
2. 移動発生源対策	○自動車排出ガスの削減に向けた対策、総合的な公共交通対策を推進します。 ○環境負荷を低減する道路整備を推進します。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。 ○共同配送などのシステムを導入して、貨物自動車の交通量削減を進めます。
3. アスベスト(*)の大気環境への排出防止	○法令に基づく適正処理を周知・指導します。		○適切なアスベスト飛散防止対策を実施します
4. 大気汚染状況の的確な監視	○観測局の配置を見直し、継続的な観測を実施します。		
（2）水質汚濁対策の推進			
1. 水質保全条例の運用	○「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の効果的運用を行います。	○河川、湖沼での利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。 ○河川、湖沼への排水にあたっては「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を遵守します。	○河川、湖沼への排水にあたっては「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」を遵守します。
2. 生活排水対策の推進	○下水道整備の促進や、合併処理浄化槽(*)の設置促進を図ります。 ○生活排水の汚濁負荷削減を推進します。	○下水道が整備された地域では速やかに下水道に接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽を設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽(*)を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。 ○調理くずや食用油を適正に処理します。 ○風呂水の再利用などにより、排水の削減に努めます。	○下水道が整備された地域では速やかに接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽などを設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。 ○事業所における排水処理対策を徹底します。

《基本方針2》 健全で豊かな生活環境を保全する (2) 水質汚濁対策の推進 (つづき)			
	市の取組 (施策の基本的方向)	市民の取組 (代表例)	事業者の取組 (代表例)
3. 工場・事業所における排水対策の推進	○工場・事業所における排水対策を推進します。 ○事業所の自主的な対策について助言・指導を行います。		○法規制に基づく排水基準を遵守します。 ○法規制に該当しない事業所においても自主的な排水処理対策に努めます。
4. 非特定汚染源(*)対策の推進	○都市地域、農業地域における非特定汚染源対策を推進します。	○自宅周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。	○事業所周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。
5. 土木技術による対策の推進	○水質汚濁対策技術の導入推進を図ります。		
6. 市民や各種団体との連携による活動の推進	○市民や各種団体と連携しながら水質改善対策事業を展開します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。
7. 水質汚濁状況の的確な監視	○測定点や、測定回数などを見直すなどして、継続的な観測を実施します。		
(3) 騒音・振動・悪臭対策の推進			
1. 自動車騒音・振動対策の推進	○騒音緩和対策、総合的な公共交通対策を推進します。	○公共交通機関の利用を増やし、自動車の使用を減らします。	○公共交通機関の利用を増やし、自動車の使用を減らします。
2. 固定発生源による騒音・振動対策の推進	○工場・事業所の騒音・振動対策、航空機騒音対策、建設作業における騒音・振動対策を推進します。 ○生活騒音に対する指導、啓発活動を行います。	○楽器、音響機器などの使用に際しては、使用方法・音量などに配慮して近隣の迷惑にならないように努めます。 ○ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけるないようにします。	○低騒音・低振動型の整備・機器の導入を進めます。 ○カラオケ店などでは、建物の防音設計・構造を進めます。 ○車両の積み下ろし作業、街頭宣伝などにおいて、近隣へ騒音を与えないようにします。
3. 悪臭対策の推進	○悪臭の発生源に対して法令・条例に基づく指導を行います。	○悪臭を発生するようなごみを放置しないように努めます。	○悪臭物質の発生防止に努めます。 ○臭気発生成分のある製品や原材料の適正管理に努めます。 ○悪臭防止用資材などにより家畜や肥料の悪臭防止を図ります。
4. 騒音・振動の的確な監視	○観測を継続し、観測結果を公表します。		
(4) 土壌・地下水汚染の防止			
1. 土壌汚染対策の充実	○工場・事業所などの敷地土壌の汚染防止、農地の汚染防止に取り組みます。	○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。 ○井戸水の異変を発見した時には、直ちに市へ通報します。	○事業所敷地内の土壌汚染の状況を正確に把握します。 ○土壌汚染の原因となる物質の使用量削減を進めます。利用に際しての管理を徹底します。
2. 地下水汚染対策の充実	○地下水の水質調査と浄化対策の徹底を図るほか、工場・事業所に対する指導を行います。		○有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底します。

《基本方針2》 健全で豊かな生活環境を保全する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（5）有害化学物質などの対策の推進			
1. 汚染対策の推進及び有害物質の適正処理	○有害物質の適正処理のため監視・指導を行います。	○農薬などの適正利用を図ります ○違法な野焼きをやめ、ダイオキシン類 ^(*) の発生を抑制します。	○農薬などの適正利用を図ります ○有害化学物質汚染の原因となる物質の使用量削減を進めます。 ○違法な野焼きをやめ、ダイオキシン類の発生を抑制します。 ○廃棄物焼却炉などからのダイオキシン類などの発生対策に努めます。 ○PCB ^(*) やアスベスト廃棄物を法律に従い適正に処理します。
2. 化学物質の的確な監視	○化学物質の的確な監視を行います。	○化学物質に関する正しい知識を身につけます。	○有害化学物質汚染の原因となる物質の管理を徹底します。 ○PRTR制度 ^(*) に基づき、指定化学物質排出量などを報告します。
（6）良好な音・かおり・光の環境保全			
1. 生活騒音、悪臭公害の防止	○工場・事業所の騒音・振動対策、航空機騒音対策、建設作業における騒音・振動対策を推進します。 ○生活騒音に対する指導、啓発活動を行います。 ○悪臭の発生源に対して法令・条例に基づく指導を行います。	○楽器、音響機器などの使用に際しては、使用方法・音量などに配慮して近隣の迷惑にならないように努めます。 ○ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけるないようにします。 ○悪臭を発生するようなごみを放置しないようにします。	○低騒音・低振動型の整備・機器の導入を進めます。 ○カラオケ店などでは、建物の防音設計・構造を進めます。 ○車両の積み下ろし作業、街頭宣伝などにおいて、近隣へ騒音を与えないようにします。 ○悪臭物質の発生防止に努めます。 ○臭気発生成分のある製品や原材料の適正管理に努めます。 ○悪臭防止用資材などにより家畜や肥料の悪臭防止を図ります。
2. 光害の防止	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」の周知に努め、市民・事業者に協力を求めます。	○照明器具などの設置に十分な配慮をします。	○営業時間外における滅灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限などに取り組みます。
3. 環境資源となる音・かおり・光の保全	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」に基づき選定した環境資源を保全します。	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」を理解し、遵守します。 ○条例に基づき選定された音・かおり・光の環境資源の保全に協力します。	○「浜松市音・かおり・光環境創造条例」を理解し、遵守します。 ○条例に基づき選定された音・かおり・光の環境資源の保全に協力します。

《基本方針3》 自然と共生する都市を築く			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（1）森林・農地の公益的機能の増進			
1. 森林が有する水源かん養機能などの公益的機能の増進	○森林の整備・保全を推進します。 ○森林づくり活動の推進、森林に対する意識の向上、各種基金の活用を図ります。	○森林環境基金などの充実・運用に参加・協力します。 ○森林づくり活動に参加し、森林の維持・管理に協力します。	○森林環境基金などの充実・運用に協力・参加します。 ○森林づくり活動に、より主体的に参加する「企業の森」活動に取り組みます。
2. 農地の保全	○計画的な土地利用の確保を図ります。 ○耕作放棄地の発生を予防し、農地の有効活用、保全を進めます。	○農地の適正管理に努めます。 ○市民農園などを活用します。	○農業転用許可制度の適正な運用により計画的な農地の土地利用を図ります。
3. 環境保全型農業の普及	○環境への負荷の少ない農業を推進します。	○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。 ○家畜ふん尿による堆肥などを活用した土づくりを進めます。	○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。 ○家畜ふん尿による堆肥などを活用した土づくりを進めます。
（2）河川・湖沼・海岸の環境保全			
1. 水辺の環境保全	○河川、湖沼、湿地、海岸及び海浜地域の環境保全と創出を進めます。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。 ○河川、湖沼、海岸などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。 ○自宅周辺の水辺環境の保全に努めます。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。 ○河川、湖沼、海岸などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。 ○事業所周辺の水辺環境の保全に努めます。
2. 生活排水対策の推進	○下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。 ○生活排水の汚濁負荷削減を推進します。	○下水道が整備された地域では速やかに下水道に接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽などを設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。 ○調理くずや使用済みの食用油を適正に処理します。 ○風呂水の再利用などにより、排水の削減に努めます。	○下水道が整備された地域では速やかに接続します。 ○下水道未整備地域では、合併処理浄化槽などを設置します。 ○くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への設置替えに努めます。 ○事業所における排水処理対策を徹底します。
3. 工場・事業所における排水対策の推進	○工場・事業所における排水対策を推進します。 ○事業所の自主的な対策について助言・指導を行います。		○法規制に基づく排水基準を遵守します。 ○法規制に該当しない事業所においても自主的な排水処理対策に努めます。
4. 非特定汚染源対策の推進	○都市地域、農業地域における非特定汚染源対策を推進します。	○自宅周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。	○事業所周辺を定期的に清掃します。 ○農薬や化学肥料の適正利用を図ります。

《基本方針3》 自然と共生する都市を築く (2) 河川・湖沼・海岸の環境保全 (つづき)			
	市の取組 (施策の基本的方向)	市民の取組 (代表例)	事業者の取組 (代表例)
5. 市民や各種団体との連携による活動の推進	○市民や各種団体と連携しながら水質改善対策事業を展開します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。	○水質改善対策の活動などに参加・協力します。
(3) 生物多様性の維持			
1. 貴重な動植物の保護・保全	○貴重動植物の保護のための調査・研究を進めます。 ○貴重動植物の保護・保全対策の充実を図ります。	○自然観察会などの行事に参加・協力します。 ○野生生物の捕獲・採取に関する法令を遵守します。	○周辺の自然環境に配慮した事業活動や土地利用を進めます。
2. 水と緑のネットワーク形成	○河川、湖沼、海岸、湿地などの水辺の環境保全に取り組めます。 ○自然の連続性に配慮した水と緑のネットワークを形成します。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。 ○河川、湖沼、海岸などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努めます。	○河川、湖沼、海岸などの清掃・美化活動に参加・協力します。
3. 身近な動植物の保護	○動植物に関するデータベースを作成します。 ○身近な緑地の保全・創出、緑のまちづくりの推進、公共空間の緑化などの対策を推進します。	○身近な動植物を大切にします。 ○自然環境マップの情報収集に協力します。 ○動植物の保護、生息域の保全のための事業に参加・協力します。	○周辺の自然環境に配慮した事業活動や土地利用を進めます。 ○動植物の保護、生息域の保全のための事業に参加・協力します。
4. 動植物とふれあう場づくり	○ビオトープ ^(*) などの整備に取り組めます。 ○自然観察施設などの整備・充実を図ります。	○学校などにおけるビオトープづくりに参加します。 ○自然観察施設などの活用を図ります。	○事業所内のビオトープづくりを進めます。
5. 被害を及ぼす生物の管理・防除	○農林水産物などへの鳥獣被害の防止、外来生物 ^(*) の防除及び適正管理を推進します。	○自主的な鳥獣被害防止対策に取り組めます。 ○動植物の飼育に関するマナーを守ります。 ○外来生物を適切に管理します。	○自主的な鳥獣被害防止対策に取り組めます。 ○動植物の飼育に関するマナーを守ります。 ○外来生物を適切に管理します。
(4) 水と緑に親しむ空間の創造			
1. 親しみやすい水辺づくり	○水辺の親水機能の整備、市街地における親水空間の創出に取り組めます。	○公園・緑地、親水空間の計画や整備に当たり、ワークショップなどへ参加し、意見を提示します。 ○公園・緑地、親水空間の清掃・美化活動に参加・協力します。	○公園・緑地、親水空間の清掃・美化活動に参加・協力します。
2. 身近な緑の保全と創出	○身近な緑や農地などの保全、緑のまちづくりの推進、公共空間の緑化などの対策を推進します。	○身近な緑の保全に努めます。 ○住宅の敷地内緑化や生け垣化、壁面緑化などに取り組めます。 ○地域の緑化活動に参加・協力します。	○事業所の敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を進めます。また周辺の緑の保全にも努めます。 ○地域の緑化活動に参加・協力します。 ○開発行為を行う場合は、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。

《基本方針3》 自然と共生する都市を築く (4) 水と緑に親しむ空間の創造 (つづき)			
	市の取組 (施策の基本的方向)	市民の取組 (代表例)	事業者の取組 (代表例)
3. 自然とふれあう場と機会の確保	○自然とふれあう施設などの整備及びふれあう機会の提供を進めます。	○自然とふれあう森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムに参加・協力します。	○自然とふれあう森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムに参加・協力します。
(5) 景観の保全と創造			
1. 総合的な景観行政の推進	○「浜松市景観形成基本計画」に沿って、総合的な景観行政を推進します。	○景観の保全と創造に関する理解を図ります。	○景観の保全と創造に関する理解を図ります。
2. 魅力的な都市景観の形成	○風格と魅力のある中心市街地の景観を形成します。 ○地域の景観と調和した魅力的な市街地景観を形成します。 ○魅力ある緑地空間の創造や水辺空間の整備などによりうるおいのある都市景観を創造します。	○家を建築する場合は、周囲の景観との調和に配慮します。 ○身近な空間を花や緑で彩るように努めます。 ○「浜松市景観条例」などに基づく地域の景観形成に協力します。	○事務所などの建物を建築したり、広告塔・看板を設置する場合は、周囲の景観との調和に配慮します。 ○身近な空間を花や緑で彩るように努めます。 ○「浜松市景観条例」などに基づく地域の景観形成に協力します。
3. 美しい自然景観の保全と創造	○河川・湖沼・海岸などの保全や美しい水辺空間の創造、森林景観の保全と活用、ふるさとの美しい風景の保全に取り組みます。	○河川・湖沼や森林、里山 ^(*) などの身近な自然景観の保全に努めます。	○河川・湖沼や森林、里山などの身近な自然景観の保全に努めます。 ○森林や里山などを開発する場合は、周囲の景観との調和を考慮し、美しい景観形成に努めます。
4. 市民・事業者の合意・協力に基づく事業の推進	○市民・事業者の自主的な景観誘導を支援し、市民・事業者の合意と協力に基づいた景観行政の推進を目指します。	○景観を守り、育てるための活動に参加・協力します。	○景観を守り、育てるための活動に参加・協力します。
(6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用			
1. 文化財保護の推進	○文化財の調査・指定を推進します。また、文化財の保護・保全を図ります。 ○地域の伝統芸能の継承に取り組みます。	○歴史的・文化的遺産についての正しい知識を身につけます。 ○歴史的・文化的遺産の保全に協力します。 ○伝統的な祭りや芸能に参加・協力します。	○歴史的・文化的遺産の保全に協力します。 ○伝統的な祭りや芸能に参加・協力します。
2. 歴史的・文化的遺産の活用	○歴史的・文化的遺産を活用して、地域にふれ、学習し交流する機会を提供します。	○歴史・文化を学ぶツアー・プログラムなどの行事に参加・協力します。	○歴史・文化を学ぶツアー・プログラムなどの行事に参加・協力します。

《基本方針4》 市民とともに実践する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（1）環境情報の整備と提供			
1. 環境情報の収集	○定期的な観測を徹底するほか、関係行政機関などとの連携による情報収集、市民との連携による情報収集を進めます。	○自然環境マップの情報収集に協力します。	○事業所の活動や環境保全への取組などについて、積極的に情報を公開します。
2. 環境情報の提供	○多様なメディアを活用し、市の情報を広く発信します。 ○環境情報を共有化するため、市民、企業などに積極的に情報を提供します。	○各種環境情報を収集し、環境についての知識を身につけます。 ○浜松サポーターズクラブ ^(*) へ会員登録し、浜松市の環境などの情報発信をします。	○各種環境情報を収集し、従業員への環境情報の提供を行います。
（2）環境教育・環境学習の推進			
1. (仮称) 環境教育基本方針の策定	○「(仮称) 環境教育基本方針」を策定し、効率・効果的な環境教育・環境学習を推進します。	○「(仮称) 環境教育基本方針」を理解し、家庭や地域でできる取組を行います。	○「(仮称) 環境教育基本方針」を理解し、事業所内でできる取組を行います。
2. 環境教育・環境学習プログラムの拡充	○環境教育・環境学習プログラムの体系化、拡充を進めます。 ○小中学校、家庭、地域における環境教育を推進します。	○講演会やセミナーなどに参加します。 ○地域で行われる環境教育・環境学習に参加・協力します。 ○家庭内で環境について話し合う機会を増やします。	○講演会やセミナーなどに参加します。 ○事業所内での環境教育・環境学習を進めます。
3. 推進体制の拡充	○環境学習指導員の確保や、環境教育・環境学習関係者における環境ネットワークづくりの推進に取り組みます。 ○環境学習・情報発信のための拠点機能の整備を進めます。	○浜松市環境学習指導員養成講座へ参加・登録し、講師として環境教育・環境学習の推進に協力します。 ○環境教育・環境学習拠点機能の整備に対し協力します。	○環境教育・環境学習の場や機会・人材・ノウハウなどを提供します。 ○環境教育・環境学習拠点機能の整備に対し協力します。
（3）市民などの自主的な活動の促進			
1. 市民・団体などの活動の促進	○市民活動や活動団体などへの支援や人材の育成と活用、活動団体間の交流と連携といった取組を推進します。	○環境保全活動に主体的に取り組めます。	○従業員の様々な市民活動への参加・協力を奨励します。
2. 市民マナー条例の運用	○「市民マナー条例」に関する啓発活動を推進し、迷惑行為の排除に取り組めます。	○ごみのポイ捨て、歩きタバコ、犬・猫のふんの放置、落書き、身体障害者用駐車場の不適切な利用などのマナー違反をしないように努めます。	○空き缶や吸い殻の散乱防止のため、消費者への啓発活動に取り組めます。
3. 行政との協働の推進	○「浜松市市民協働推進条例」 ^(*) に基づき、行政計画の策定から事業実施段階において、市民と行政との協働が図られるように努力します。	○環境行政に関わる計画の策定や、その事業実施に対して積極的に参加し、意見を言います。 ○環境関連イベントなどに参加します。 ○行政が実施するアンケート調査などに協力します。	

《基本方針4》 市民とともに実践する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（4）事業者の自主的な活動の促進			
1. 事業者への活動支援 （活動促進のための支援策の充実）	○事業者に対して、環境保全・創造のための行動への支援策の充実を図ります。		○環境保全活動に主体的に取り組めます。 ○市の環境特性を活かした各種新産業の創出に努めます。
2. 環境マネジメントシステム ^(*) の導入の促進	○ISO14001などの認証取得の促進、事業者の環境情報の公表促進に取り組めます。	○環境報告書などを通じて、事業者の環境保全の取組についての理解を深めます。	○ISO14001などに関する講習会などに参加し、認証取得について検討します。 ○環境報告書などによる環境保全活動の状況などの環境情報の公表に努めます。
3. 行政との協働の推進	○環境関連イベントやボランティア活動への事業所の積極的な参加を促進します。		○環境関連イベントやボランティア活動に参加します。 ○行政が実施するアンケート調査などに協力します。
（5）市の率先行動の推進			
1. 環境に配慮した事務事業の推進	○環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入 ^(*) を推進します。 ○公共工事においては、環境保全への配慮に努めます。 ○市役所各施設へ新エネルギーの導入などの環境対策を推進します。 ○環境保全に配慮した事務事業や、庁外での行動を推進します。 ○環境保全に関する職員への研修・啓発を進めます。 ○「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、実行します。	○市の率先行動について理解を深め、日常生活において取り入れることの出来る事項については、取り入れるように努めます。	○市の率先行動について理解を深め、事業活動において、取り入れることが出来る事項については、取り入れるように努めます。
2. 環境マネジメントシステムの継続的な運用	○ISO14001環境マネジメントシステムの効果的な運用を図ります。		

《基本方針5》 地球環境の保全に向け行動する			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（1）地球温暖化対策の推進			
1. 総合的な地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○浜松市域を対象とした「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的な対策を推進します。 ○「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、実行します。 ○地球温暖化対策の進捗状況の点検とその結果公表を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を理解し、家庭や地域でできる取組を行います。 ○家庭内での省資源・省エネルギーを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」を理解し、事業所内でできる取組を行います。 ○事業所での省資源・省エネルギーを推進します。
2. 二酸化炭素の発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○産業部門、運輸部門、民生部門における発生抑制対策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光（熱）・風力などの新エネルギーの利用を推進します。 ○省エネルギー型家電製品などの購入・使用に努めます。 ○住宅を対象とした省エネルギー診断を受けることで、住宅の省エネ化に努めます。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○低公害車の購入・使用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光（熱）・風力などの新エネルギーや排熱などの未利用エネルギーの利用を推進します。 ○省エネ型設備、生産工程の導入に努めます。 ○ISO14001などの認証取得を検討します。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○低公害車の購入・使用に努めます。 ○共同配送などのシステムを導入して、貨物自動車の交通量削減を進めます。
3. 二酸化炭素の吸収と固定	<ul style="list-style-type: none"> ○二酸化炭素吸収源としての森林の適正な管理と整備を行うとともに、市街地緑化を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林づくり活動に参加し、森林の維持・管理に協力します。 ○住宅の敷地内緑化や生け垣化、壁面緑化などに取り組みます。 ○地域の緑化活動に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林づくり活動に、より主体的に参加する「企業の森」活動に取り組みます。 ○事業所の敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を進めます。 ○地域の緑化活動に参加・協力します。
4. その他の温室効果ガスの排出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○排出抑制方策についての情報収集、調査・研究に努めます。 ○フロンの回収・破壊を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン使用製品の購入を控えるように努めます。 ○フロン使用製品の適正な廃棄処理をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロンを使用しない製品の開発・販売を進めます。 ○フロン使用製品の適正な廃棄処理に協力します。
（2）オゾン層保護対策の推進			
1. フロン類対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に正しい知識を普及するため、啓発活動を展開します。 ○フロンの回収・破壊を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロンに関する正しい知識を身につけます。 ○フロン使用製品の購入を控えます。 ○フロン使用製品の適正な廃棄処理をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロンを使用しない製品の開発・販売を進めます。 ○フロン使用製品の適正な廃棄処理に協力します。

《基本方針5》 市民とともに実践する（つづき）			
	市の取組（施策の基本的方向）	市民の取組（代表例）	事業者の取組（代表例）
（3）酸性雨対策の推進			
1. 固定発生源対策	○工場・事業所や家庭における排出削減対策を推進します。	○低NOx型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。	○事業所・工場のばい煙の適正処理を徹底します。 ○低NOx型燃焼機器の導入などの汚染物質排出削減に取り組みます。 ○石油燃料から天然ガスへの転換を進めます。
2. 移動発生源対策	○自動車排出ガスの削減に向けた対策、総合的な公共交通対策を推進します。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。	○低公害車の購入・使用に努めます。 ○パークアンドライドなどに取り組み、公共交通機関の利用を増やします。 ○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ○時差出勤を行います。 ○適切な自動車の整備・点検を行います。 ○共同配送などのシステムを導入して、貨物自動車の交通量削減を進めます。
3. 酸性雨調査の実施	○酸性雨の実態を的確に把握するため、酸性雨調査を継続して実施します。		
（4）その他対策の推進			
1. 熱帯林保護対策の推進	○公共工事における熱帯材の使用を抑制します。 ○民間事業者に対する啓発を行い、熱帯材使用の削減を促進します。	○熱帯材の使用抑制に協力するため、古紙の回収と再生紙の使用を進めます。 ○国内産材、間伐材を利用した製品の購入・使用に努めます。	○土木・建築工事では、熱帯材の合板型枠の使用を抑制します。 ○国内産材、間伐材を利用した製品の購入・使用に努めます。
2. 国際協力の推進	○開発途上国からの研修員の受け入れや、市民・事業者に対して国際協力に関する啓発活動などを行います。 ○国際機関などを通じて国際協力を行うほか、市民・事業者が行う国際協力を促進します。	○環境問題に関する国際的な支援活動、イベントやシンポジウムなどに参加・協力します。	○環境問題に関する国際的な支援活動、イベントやシンポジウムなどに参加・協力します。